

令和8年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和8年2月13日 開会

令和8年2月13日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和8年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和8年2月13日（金）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議案の上程

議案第1号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 9 討論、採決

日程第 10 議案審議（議案第4号の上程一採決）

議案第4号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 11 閉 会

出席議員（8名）

1番 石 神 嘉 明 君

2番 鎌 倉 金 君

3番 広 野 恭 代 君

4番 宮 内 保 君

5番 松 木 源 太 郎 君

6番 飯 嶋 正 利 君

7番 都 祭 広 一 君

8番 平 山 政 利 君

9番 欠 員

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	米 本 弥 一 郎 君
副 管 理 者	宮 内 康 幸 君
副 管 理 者	越 川 信 一 君
会 計 管 理 者	戸 葉 正 和 君
事 務 局 長	高 橋 和 宏 君
総 務 課 長	崎 山 博 之 君
環 境 施 設 課 長	鈴 木 康 央 君
中 継 施 設 課 長	菅 野 治 君

事務局出席者

書 記	桑 原 晴 美
書 記	根 本 健 太 郎

黙 禱

○事務局長（高橋和宏君） 開会の前なのですが、去る1月14日に当組合の前議長であられました林晴道議員が御逝去なされました。誠に哀悼痛惜の極みに堪えません。ここに故人の御冥福をお祈りしまして、謹んで黙禱を捧げたいと存じます。

全員御起立をお願いします。

[全員起立]

○事務局長（高橋和宏君） 黙禱。

(黙禱)

○事務局長（高橋和宏君） 黙禱を終わります。御着席ください。ありがとうございました。

それでは、会議の前に本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました議案第1号、令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、議案第2号、令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、この2つは一緒の冊子になっております。続きまして、議案第3号、令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第4号、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、及び提出議案の概要説明、以上の資料に加えまして、ただいま席上に議事日程、席次表、正副管理者・会計管理者及び説明補助者一覧を配付いたしました。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

ありがとうございます。また、本日の定例会会議録を作成するため、録音をさせていただきます。発言される皆様におかれましては、お手元のマイクを御使用くださるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴について

○副議長（石神嘉明君） 会議に先立ちまして、本日の会議には傍聴人がありますことをお知らせいたします。この際、傍聴人の方々に申し上げます。傍聴人の方々は、議会規則の規定の準用に関する規則第2条において準用する匝瑳市議会傍聴規則第6条及び第7条の規定を守って、静粛に傍聴願います。

傍聴人は、可否を表明したり、騒ぎ立てることなど、議事の妨害となる行為をすることは禁じられております。規則等に違反する場合には、退場を命ずることがありますので、念のため申し上げます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

議員紹介

○副議長（石神嘉明君） 旭市議会及び匝瑳市議会より選出されております組合議員について、改選がありましたので、改めて議員を紹介いたします。

初めに、旭市議会から選出されました、宮内保議員。

○改選議員（宮内保君） はい、よろしくお願いします。

○副議長（石神嘉明君） 続いて、松木源太郎議員。

○改選議員（松木源太郎君） よろしくお願いします。

○副議長（石神嘉明君） 続いて、飯嶋正利議員。

○改選議員（飯嶋正利君） 飯嶋でございます。よろしくお願いします。

○副議長（石神嘉明君） 次に、匝瑳市議会から選出されました、都祭広一議員。

○改選議員（都祭広一君） よろしくお願いいたします。

○副議長（石神嘉明君） 続いて、平山政利議員。

○改選議員（平山政利君） はい、よろしくお願いします。

○副議長（石神嘉明君） 以上、紹介を終わります。

日程第1 開会（午後2時01分）

○副議長（石神嘉明君） ただいまの出席議員は8名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和8年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

説明員として通知のあった者の報告

○副議長（石神嘉明君） この際、申し上げます。地方自治法第121条第1項の規定による出席者はお手元に配付の印刷物により御了承願います。

日程第2 議席の指定

○副議長（石神嘉明君） 日程第2、議席の指定を行います。

匝瑳市議会会議規則第4条第1項及び第2項の規定を準用し、宮内保議員を4番に、松木源太郎議員を5番に、飯嶋正利議員を6番に、都祭広一議員を7番に、平山政利議員を8番に指定い

たします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（石神嘉明君） 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の選挙が議題となっております。

選挙の方法は、投票、指名推選いずれの方法にいたしますか。御発言願います。

飯嶋議員。

○6番（飯嶋正利君） 指名推選で。

○副議長（石神嘉明君） ただいま指名推選との声がありました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石神嘉明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石神嘉明君） 御異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に、銚子市選出の広野恭代議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職が指名しました広野恭代議員を、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石神嘉明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました広野議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました広野議員が議場におられますので、匝瑳市議会会議規則第32条第2項の規定を準用し、本職から当選の告知をいたします。

広野議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました広野議員から、当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

広野議員。

○新議長（広野恭代君） 謹んでお受けいたします。

ただいま皆様の御支持をいただきまして、議長に就任をさせていただきました銚子市の広野恭代でございます。

3市市民のために一所懸命力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうか皆様のこれからの議会運営、そしてまた様々な事業に向けて、御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（石神嘉明君） 議長当選の受諾の挨拶が終わりました。これをもって私の職務は終了いた

しました。皆様方の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

ここで議長職を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（広野恭代君） それでは、会議を再開させていただきます。

ここから議長職を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、私の議会運営委員会における委員職について、先ほど辞任届を提出し、議長として辞任を許可しましたので、この場をお借りして報告させていただきます。

日程第4 会期の決定

○議長（広野恭代君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（広野恭代君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、4番、宮内保議員、7番、都祭広一議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

4番 宮内 保 議員

7番 都祭 広一 議員

日程第6 議案の上程

○議長（広野恭代君） 日程第6、議案の上程。

管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第4号までの4議案であります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 配付漏れなしと認めます。

初めに、議案第1号から議案第3号までを一括上程し、議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） それでは、議案を朗読いたします。

- 議案第 1 号 令和 8 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について
- 議案第 2 号 令和 8 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について
- 議案第 3 号 令和 7 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 議案第 4 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 以上議案 4 件でございます。

日程第 7 提案理由の説明

○議長（広野恭代君） 日程第 7、管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 本日ここに、令和 8 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

本日の定例会に提出いたします議案は、4 議案でございます。

ここで、組合事業の近況及び令和 8 年度の事業方針について、御報告させていただきます。

初めに、職員採用試験合同実施事業でございます。

令和 7 年度は、構成市を含む 6 団体の参加により、試験を実施いたしました。一般行政職等 16 職種の募集に対し、応募者が 13 職種 156 名、受験者が 143 名という結果でございました。

今後も、東総地域の次代を担う有能な人材の確保に向けて、努力してまいりたいと存じます。

次に、職員共同研修事業でございます。

令和 7 年度は、新任職員研修を初めとして、初級・中級職員研修、監督者研修など 7 課程を実施し、修了者は 351 名となりました。

圏域内職員が公務員として、必要な知識の習得に努めるとともに、多様化する行政需要に適切に対応する職務能力を養うため、今後も研修事業の充実に取り組んでまいります。

次に、中学生海外派遣研修事業でございます。

令和 7 年度は、圏域内 12 校区から中学 2 年生 25 名の生徒の皆さんを、7 月 22 日から 5 日間の行程でシンガポールへ派遣いたしました。

参加した生徒の皆さんが、この貴重な体験をきっかけとして、海外に対する見聞を積極的に広げ、将来この地域を担う人材に育つことを願っております。

次に、銚子連絡道路整備促進事業について申し上げます。

銚子連絡道路整備事業の進捗状況は、匝瑳市から旭市間が令和 4 年 4 月に事業化され、令和 5 年度から道路設計や境界立会いなどが進められており、本年 1 月より匝瑳市から旭市間の用地取得交渉が始められました。

旭市から銚子市間の八木拡幅工事の旭市側 3 キロメートルは、早期完成を目指し、引き続き工事が進められているところであります。

今後とも銚子連絡道路の一日も早い全線開通を目指し、整備促進地区大会を初め、国・県の関係機関に対し、強く働きかけをして参りたいと考えておりますので、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業について、申し上げます。

東総地区クリーンセンター及び東総地区最終処分場は、供用開始後、今年度末で5年が経過いたしますが、順調に稼働しており、東総地区のごみを滞りなく計画的に処理することができております。

今後も安全対策を徹底し、施設の安定稼働に努め、安全で安心な施設運営を継続していくための取り組みを進めてまいります。

また、匠瑤中継施設整備につきましては、本年3月をもって旧松山清掃工場解体撤去工事が完了する見込みです。

今後も、地元市と皆様の御意見を伺いながら、着実に事業を進めてまいりますので、引き続き御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、組合事業の近況及び令和8年度の事業方針について、御報告させていただきました。

今後も、銚子市・旭市・匠瑤市の更なる連携と協調を図り、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展と振興を目指してまいる所存でありますので、議員皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

本日、御審議いただく議案は4議案でございます。

初めに、人事案件を除く議案3件について御説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、令和8年度各会計の予算についてでありまして、地方自治法第211条第1項の規定に基づき議会へ提出するものであります。

議案第1号は、令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,731万5,000円と定めるもので、令和7年度と比較し、503万7,000円の増額となっております。

議案第2号は、令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,773万9,000円と定めるもので、令和7年度と比較し、2,856万4,000円の増額となっております。

議案第3号は、令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）についてでありまして、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議会へ提出するものであります。

以上、御挨拶及び提出議案の提案理由の説明を終了させていただきます。

提出議案の詳細につきましては、事務局に補足説明をさせますので、慎重な御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広野恭代君）提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（広野恭代君） 日程第8、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、質疑の回数は3回までとなっております。

質疑については、議案の範囲内とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

初めに、議案第1号を議題といたします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 議案第1号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について御説明いたします。

令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の1ページをお開きください。

この一般会計でございますが、議会費、職員人件費、管理運営費、職員採用試験合同実施事業、監査委員の報酬や旅費等の経費を計上しております。

なお、令和7年度に東総地区ふるさと市町村圏基金を全額取り崩したため、令和8年度からはふるさと市町村圏事業特別会計事業を一般会計事業に移行することとし、その経費を合わせて計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7,731万5,000円と定め、第2条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

7ページをお開きください。歳入予算でございます。

1款1項1目総務費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して143万3,000円減の6,753万5,000円でございます。

この負担金は、負担金条例に基づき、均等割を30%、人口割を70%とし、人口割は令和2年の国勢調査を基に算出しております。

構成3市の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、2款1項1目繰越金は、令和7年度からの繰越金として900万円、3款1項1目雑入は、職員採用試験において、構成3市のほか参加する一部事務組合の参加費を見込んでおります。

4款1項1目繰入金は、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金で、77万円でございます。

8ページをお開きください。歳出の主な事項を説明いたします。

1款会議費は、組合議員の報酬や旅費等で、53万9,000円でございます。主な内容としまして、隔年で実施しております組合議会の視察研修について、自動車借上料等の経費を計上しております。

なお、実施につきましては、改めて議員の皆様にご相談させていただきたいと考えております。

2款総務費です。

1項1目一般管理費は、前年度と比較して387万2,000円増の7,419万1,000円でございます。主な内容としまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、事務局長及び総務課職員の人件費で、合わせて6,123万4,000円でございます。

9ページを御覧ください。12節委託料の主なものは、公会計財務書類作成支援業務委託料95万7,000円、職員共同研修業務委託料288万1,000円、職員採用試験委託料50万円でございます。

13節使用料及び賃借料の主なものは、財務会計システムの賃貸借料153万1,000円と、令和5年度から導入しました給与システムの賃貸借料163万7,000円でございます。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会負担金53万6,000円と、この事務所として借用しております、旭市役所海上庁舎2階の庁舎利用に係る経費としての、旭市庁舎管理費負担金172万2,000円でございます。

なお、8ページの左から4列目、本年度と前年度を比較しまして、一般管理費が387万2,000

円増となっておりますが、主な理由といたしましては、ふるさと市町村圏事業特別会計の事業であった、職員共同研修事業及び山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会事業が、一般会計の事業に計上されたことによるものでございます。

ページをめくっていただきまして、10 ページ、2 目企画費は、前年度と比較して9 万 4,000 円減の 53 万 9,000 円でございます。主な内容といたしましては、毎年3 月に発行しております組合広報紙「ふるさと東総」の印刷費と、この広報紙の新聞折り込み手数料等でございます。9 万 4,000 円減の主な理由としては、広報紙の発行部数の減によるものでございます。

3 款予備費は、ふるさと市町村圏事業特別会計の事業が一般会計に移行したことを考慮し、100 万円増の 200 万円を計上してございます。

一般会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して 503 万 7,000 円増の 7,731 万 5,000 円でございます。

11 ページから 17 ページは、正副管理者、組合議員、組合職員の給与費明細書等でございます。

議案第 1 号の補足説明は以上でございます。

○議長（広野恭代君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

松木議員。

○5 番（松木源太郎君） 歳入のところですね。東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計が繰入金ってなっているけれども、歳出のほうでこの事業はやるんですか。やらないようにするんですか。このお金についてはどういう取り扱いになるんですか。歳出のほうにはこういう項目がありませんが、それはどういう。それだけです。

○議長（広野恭代君） 総務課長。

○総務課長（崎山博之君） はい。歳出のほうに記載がないということではございますが、ふるさと市町村圏特別事業の関係につきましては、その中に事業3 つほどありまして、一般会計のほうに移しまして、令和 8 年度から実施します事業は、職員共同研修事業と山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会事業の 2 事業になります。

○議長（広野恭代君） 松木議員。

○5 番（松木源太郎君） そうすると、特別会計でやったものはやらないってことですね。子どもたちを連れて行くという、そういう話があったけども、その会計で残っていたものを繰り入れてやる事業は従来のものから増えないでしょう。一般会計でやる視察だけ、そういうことで、それははっきり言ってもらえないと。

○議長（広野恭代君） 松木議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） はい。議員おっしゃるとおりで、中学生の海外派遣研修事業につきましては、令和 7 年度をもって終了するという形です。

今までもやっておりました職員共同研修事業と、期成同盟会の事業につきましては、引き続き一般会計で実施するというところでございます。

以上です。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、議案第2号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の19ページをお開きください。

この特別会計でございますが、ごみ処理広域化推進事業に係る人件費や施設の管理運営、整備等に係る経費を計上しており、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,773万9,000円と定め、第2条は、継続費の総額及び年割額を22ページの第2表のとおり定め、第3条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

22ページをお開きください。第2表、継続費について御説明いたします。

継続費は、匝瑳中継施設整備事業に係る継続費でございます。匝瑳中継施設整備工事設計施工監理業務、匝瑳中継施設運営運搬業務委託発注支援業務、匝瑳中継施設整備工事の3事業を設定しております。事業年度は全て令和8年度から令和9年度の2箇年としており、総額及び年割額は、表に記載のとおりでございます。

25ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

1款1項1目衛生費負担金は、構成3市の負担金で、前年度と比較して、9,270万7,000円増の14億8,446万4,000円でございます。負担金の内訳は、施設の管理運営費にかかる負担金が11億3,675万2,000円、施設の建設費に係る負担金が3億4,771万2,000円でございます。

この負担金に係る関係市の内訳は、右側の説明欄に記載のとおりでございます。負担金条例に基づき算出しております。均等割が20%、ごみ処理量割が80%になります。

2款1項1目行政財産使用料は、敷地内の電柱等に対する占用料を見込んでおります。

2款2項1目清掃手数料は、各施設への搬入ごみの手数料で、前年度と比較して403万1,000円増の3億6,025万9,000円を見込んでおります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、匝瑳中継施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金を見込んでおります。

4款2項1目物品売払収入は、作業用車両の更新に際し、現在使用している車両の売払収入を見込んでおります。

26ページをお開きください。

5款1項1目繰越金は1,000万円を見込んでおります。

6款1項1目雑入は、東総地区クリーンセンターにおいて焼却に伴う余熱を利用して発電した電力の売電収入配分金、またペットボトルや缶などの資源化物の売払収入等を見込んでおります。

27ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

1款1項1目清掃総務費は、職員の人件費や公用車に係る経費など、ごみ処理全体に係る総務的な経費で、前年度と比較して145万3,000円減の7,604万4,000円でございます。

主な内容といたしまして、1節報酬の一部と2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅

費の一部は、東総地区クリーンセンター及び旭市役所海上庁舎において、業務に従事する環境施設課及び中継施設課職員の人件費でございます。

なお、1目清掃総務費の前年度比較 145万3,000円減の主な理由としましては、一般職給料等の減によるものでございます。

28ページをお開きください。

2目ごみ処理費は、旭及び匝瑳中継施設から東総地区クリーンセンターまでの運搬業務に係る経費で、前年度と比較して3,017万3,000円増の2億2,183万5,000円でございます。

主な内容としまして、12節委託料のごみ積替運搬業務は、旭及び匝瑳中継施設から東総地区クリーンセンターまでのごみの積替運搬業務を実施するものでございます。また、資源ごみ運搬処理業務は、匝瑳市が委託するステーション収集で集められた資源ごみの仕分けや、東総地区クリーンセンター等への運搬業務を実施するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、関係市が実施するステーション収集業務に関わる経費について、搬入先を各市の以前の既存ごみ処理施設とした場合と、東総地区クリーンセンターとした場合の距離の長さに伴う経費差額の増額分を、組合から関係市に対して支出する負担金等でございます。

なお、2目ごみ処理費の前年度比 3,017万3,000円増の主な理由としましては、収集費用差額分負担金の2,086万8,000円増によるものでございます。

3目塵芥処理施設管理費は、東総地区クリーンセンターの管理運営等に係る経費で、前年度と比較して3,273万9,000円増の11億4,512万4,000円でございます。

主な内容としまして、12節委託料の有害ごみ等の処理業務は、蛍光灯及び廃電池、スプレー缶等の処理困難物の処分を外部委託し、実施するものでございます。

管理運営業務は、債務負担行為により東総地区クリーンセンターの管理・運営を民間事業者に委託し、実施しているものでございます。

管理運営モニタリング業務は、施設の管理運営業務が要求水準どおりに実施されているか、業務の実施内容等について客観的な評価等をコンサルタントに委託し、実施するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、東総地区広域ごみ処理施設の建設及び稼働に係る協定書に基づき、東総地区クリーンセンター周辺の16町内会に対しまして、施設周辺における地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進のほか、生活環境の保全及び地域環境の美化に関する活動支援などを目的として、年額合計1,000万円を支給するものでございます。

なお、3目塵芥処理施設管理費の前年度比較 3,273万9,000円増の主な理由としましては、東総地区クリーンセンターの管理運営業務委託料の3,586万2,000円増によるものでございます。

4目最終処分場管理費は、東総地区最終処分場の管理運営にかかる経費で、前年度と比較して4,779万8,000円増の1億5,551万1,000円でございます。

29ページをお開きください。

主な内容としまして、12節委託料の管理運営業務は、東総地区最終処分場の管理・運営を民間事業者に委託し、実施しているものでございます。

管理運営モニタリング業務は、最終処分場の管理運営業務が要求水準どおりに実施されているか、業務の実施内容等について客観的な評価等をコンサルタントに委託し、実施するものでございます。

副生塩処分業務は、最終処分場の浸出水処理施設の脱塩処理工程において排出される副生塩の処分を外部委託し、実施するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、東総地区最終処分場の建設及び稼働に係る協定書に基づき、最終処分場の地元の銚子市森戸町内会に対して、地域住民の融和及び地域コミュニティの醸成の促進ほか、地域環境の保全及び増進に配慮するための地元貢献策として、年額 300 万円を支給するものでございます。

なお、4 目最終処分場管理費の前年度比較 4,779 万 8,000 円増の主な理由としましては、最終処分場の管理運營業務委託料の 5,185 万 5,000 円増によるものでございます。

5 目中継施設管理費は、旭及び匝瑳中継施設の管理運営等に係る経費で、前年度と比較して 275 万 6,000 円増の 1 億 1,754 万円でございます。

主な内容としまして、1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、8 節旅費は、旭及び匝瑳中継施設において業務に従事する職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。

12 節委託料は、主な業務委託の内容としまして、一般廃棄物等計量業務委託料は、旭中継施設においてごみ処理手数料の徴収を含む、受付業務を実施するものでございます。

30 ページをお開きください。粗大ごみ等積載業務委託料は、旭及び匝瑳中継施設において、搬入車の誘導や一般廃棄物の仕分作業等や、匝瑳中継施設に搬入されるごみの選別や積込み業務等を実施するものでございます。

なお、5 目中継施設管理費の前年度比較、275 万 6,000 円増の主な理由としましては、旭中継施設に配置している作業用車両となります 2 台のフォークリフトの賃借料の 177 万 7,000 円増によるものでございます。

続きまして、1 款 2 項 1 目施設建設費は、中継施設整備等に係る経費で、前年度と比較して 8,344 万 9,000 円減の 4 億 2,168 万 5,000 円でございます。

主な内容としまして、12 節委託料及び 14 節工事請負費は、令和 8 年度から新たに継続費を設定して実施いたします、匝瑳中継施設整備事業に係る経費でございます。

18 節負担金、補助及び交付金は、銚子市の既存ごみ処理施設解体撤去に係る経費のうち、交付金等を差し引いた実質負担額について、実施主体となる銚子市に負担金として支払うものでございます。

なお、1 目施設建設費の前年度比較 8,344 万 9,000 円減の主な理由としましては、匝瑳中継施設整備に係る事業を新たに実施しますが、前年度の旧松山清掃工場解体撤去に係る事業に関する経費が大きかったことから、総額で減額となるものでございます。

最後に、2 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額の 1,000 万円でございます。

一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出は、ともに前年度と比較して 2,856 万 4,000 円増の 1 億 4,773 万 9,000 円でございます。

31 ページから 39 ページまでは、廃棄物減量等推進審議会委員、環境施設課及び中継施設課職員、会計年度任用職員の給与費明細書等でございます。

40 ページは継続費に関する調書でございます。

41 ページは債務負担行為に関する調書でございます。

議案第 2 号につきまして、説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（広野恭代君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

松木議員。

○5番（松木源太郎君） 議案第2号について何点か、4点ほど質問があります。

まず28ページですね、塵芥処理施設管理費のところですけども、この計画で言うそうですね、総提示額が、令和3年から令和23年まで20年間の契約をしているようでありまして、毎年の支払い額が出ております。令和3年から令和7年まで。それによると、大変、だんだんだんだん増えてるわけですね。で、トータルでもって契約したのが169億4,520万円ですが、これは現在、5年経ってですね、どんな状況、これからどうなるのかっていうことについて、どんな見通しを管理組合が、事務組合としてお持ちなのかを答えていただきたいと思います。

それからもう1つはですね、29ページの最終処分場ですね、管理運営委託料ですけども、一応、令和8年1億3,976万4,000円としてるも、これは令和3年の8億8000万円から令和7年の予定の10億7400万円まで5年間で、今年の3月31日に終了するわけですけども、4月1日以降はどのような契約で考えているのかも、入札その他を行う予定があるのか。

これについては全体として、これもですね、どんどん、どんどん上がってますね、金額が。これ、どういう方向でこういうことになってるのか答えてください。ちょっと待ってください。それだけ、それで結構です。

○議長（広野恭代君） 松木議員の質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい。まず1点目、塵芥処理施設管理費に係る管理運營業務委託料の件なんですけど、松木議員おっしゃるとおり、管理運營業務につきましては、20年間施設管理運営を包括委託するものであるため、一旦契約金額としては決まっていますが、ただ、契約期間中の物価変動による影響を、支払い金額に加味する契約内容となっております。

このために、各年度の支払い予定金額につきましては、運営事業者から契約締結時に示された総額を20年間均等に割った請求額に対しまして、年度ごとに物価改定による増減額を加算して算定しております。

なお、物価改定による増減額を算定する際につきましては、各費目に使用する指標について、例えば、人事院の職種別民間給与実態調査であったりですとか、公共工事設計労務単価等、公的、公的な指標に基づいて試算をしております。あと、今後の見通しについてということであったと思いますが、施設の中長期計画に照らし合わせましても、設備の更新については、老朽化が進めば、当然に、維持費用は今までよりかかってくるようになると思っております。

なので、今後は厳しくなる状況であることは推測されます。ただ一方、指標に基づくもの以外、現在、減額ができるように、運営ができるように、常に運営事業者とは、協議のほう、進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、すいません、最終処分場管理費の管理運營業務についてになります。今年度で契約のほうが終わります。今後どういうスケジュール感なのかということだったと思いますが、最終処分場の管理運營業務につきましては、昨今の物価高騰により物価上昇率の先行きがなかなか見通せない中で、今回同様5年先まで見据えた計画は不適切と考えております。

そのため、来年度以降については、今後この議会中に可決されればという前提ではありますが、準備行為として今年度中に入札のほう、3年間の契約期間とした入札行為のほうを行おうと思っています。

以上でございます。

○議長（広野恭代君） 松木議員。

○5番（松木源太郎君） 焼却場の問題なんですけど、そうすると、今の計画ですと、これは20年ですか。20年経ったらば、これを廃棄して建て直すってことなんですか、170億円ぐらいかかったのは、この焼却ごみというのは、どのような見込みを持って今運営してるんですか。

それから、最終処分場については、5年だったのを3年に見込めば、その都度、こう、あれですか、方向が出せて、それであの焼却場もそろそろいっぱいだっていうんですけども、次の計画ってのはもう提供されてるんですか。そこのところをお尋ねします。

○議長（広野恭代君） 松木議員の再質疑に対する答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい。まず、クリーンセンターの運営期間でございますが、契約上はこの先20年、令和23年3月までの契約となっておりますが、施設の状況を見ながら、可能なのであれば10年、その後10年間、トータルで30年間の運営のほうを今、見据えてございます。

あと、最終処分場のほうでございますが、今まさに松木議員おっしゃられたとおり、埋め立て量のほうが、当初計画した計画の量よりも若干上積みの状態で進んでおります。なので、今の計画ですと20年もつかどうかというところになってございますが、今後、ごみ減量化等、一層推進のほういたしまして、最終処分場のほうもできればその先10年間延長ができればと考えております。

以上です。

○議長（広野恭代君） 松木議員。

○5番（松木源太郎君） ありがとうございます。それでちょっとですね、議案質疑と外れるかもしれないんでね、それで議長の御判断いただきたいんですけども。私、東総広域市町村圏組合のホームページをじっくり調べたの初めてなんです。で、そこでですね、どうしても、この会計に関わることで、お聞きしておきたいと思ってるんですけども、今回、私初めてですのですね、素人が聞いたと思ってお聞きください。

ホームページにですね、連結貸借対照表が載っているでしょう。載ってますよね。あれはどういう、これからよくこういう事業をやっているところはですね、国がですね、企業会計にしないってことで盛んに言ってますけども、このルールってなんですか。そこのところをちょっとお聞きしたいので、これ、お許しいただければ、考え方を維持しただけでもいいですけども、お聞きしたい。これが聞きたくて今日この問題を出しましたけど、よろしくお願ひします。

○議長（広野恭代君） 暫時休憩します。

午後2時59分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（広野恭代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木議員の質問に対する回答を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君）では、お答えします。総務省から通知というか指導がありまして、地方公共団体は貸借対照表とか、そういった書類を作成するようになっていることになっておりまして、それで作成している状況となっております。

（「何でだかっていうのは考えないでそれやっている……」と呼ぶ者あり）

（「総務省が言っているからやるわけ」と呼ぶ者あり）

（何事か呼ぶ者あり）

（「まあ、もう終わってるからいいんですけど。けどね、私、不審に思ってるんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 暫時休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時03分 再開

○議長（広野恭代君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案第3号補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億1,917万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、1款1項の負担金が、補正前13億9,175万7,000円から3,123万2,000円減の13億6,052万5,000円でございます。

次に、3款1項の国庫補助金が、補正前1億2,720万2,000円から5,172万3,000円減の7,547万9,000円でございます。

次に、5款1項の繰越金が、補正前1,000万円から8,295万5,000円増の9,295万5,000円でございます。

歳入の合計としましては、補正前21億1,917万5,000円から変更なしの21億1,917万5,000円でございます。

次に、歳出に係る予算についてですが、歳入と同様に、補正前21億1,917万5,000円から変更

なしの21億1,917万5,000円でございます。

1つページ飛びまして、4ページをお開きください。

歳入予算について御説明いたします。1款1項1目衛生費負担金は、3,123万2,000円の減額となり、補正後の額は13億6,052万5,000円でございます。関係市からの負担金のうち、管理運営費分は5,228万3,000円の減、建設費分は2,105万1,000円の増でございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金は5,172万3,000円の減額となり、補正後の額は7,547万9,000円でございます。

5款1項1目繰越金は、前年度の決算を踏まえまして8,295万5,000円の増額となり、補正後の予算額は9,295万5,000円でございます。

5ページをお開きください。歳出予算について御説明いたします。

1款2項1目施設建設費は、当初予算額に増減はございませんが、財源の内訳に変更が生じますことから、国庫支出金が5,172万3,000円の減額となり、一般財源はこれと同額が増額となります。

議案第3号についての説明は以上でございます。

○議長（広野恭代君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

松木議員。

○5番（松木源太郎君） これ、国庫補助金がどうして減ったのかと言って、それをどうしてあれしたのかっていうことで、簡単に説明していただけませんか。それからどうなったんだろうなって。それで、繰越金でもって補正したんでしょうけども、それと同時に、3市もですね、運営費についても補正した、ま、お金があるから補正したんでしょうけれどもね、そこんところ、何でこんなことになるのかっていうのを御説明ください。

○議長（広野恭代君） 松木議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、もう少し詳しく御説明いたします。

当初予算の補正をする必要性なんですけども、歳入につきまして、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、匝瑳中継施設、先日より実施しております業務委託及び工事の契約額が入札により予算額を下回りましたので、契約額を基に交付金の額を算出したところ、これが減額となりました。

次に、繰越金の前年度繰越金は、令和6年度の決算に伴いまして繰越の額が確定いたしました。これが増額となりました。

また、匝瑳中継施設整備事業のうち、旧松山清掃工場解体撤去事業の事業費につきましては、同事業の費用負担に関する協定の負担割合に基づきまして、補正時に精算することとしております。

以上によりまして、構成市の負担金額の根拠となりまして、管理運営費及び建設費に係る衛生費負担金に増減が生じることとなり、補正額に合わせて改めて算出する必要が生じたことから、予算の補正に至ったものでございます。

前年度の予算について、繰越金の主な理由になります。前年度予算の決算に伴いまして繰越金が確定しましたが、歳入につきましては、市民及び事業者がごみを廃棄する際、ごみ量に応じて

負担していただいております、一般廃棄物処理手数料やペットボトルなどの資源ごみの資源化物
売払収入の増額などにより、収入額が予算額から4,343万8,331円の増額となりました。

歳出につきましては、東総地区クリーンセンター、最終処分場、旭及び匝瑳中継施設、それぞ
れの運営経費や匝瑳中継施設整備事業につきまして、執行額が予算額を全体的に下回りましたこ
とから、不用額の合計が4,951万7,418円となりました。

以上によりまして、歳入歳出予算の繰越金は総額で9,295万5,749円となり、当初予算の1,000
万円から8,295万5,000円を増額補正するものでございます。

○議長（広野恭代君） 松木議員。

○5番（松木源太郎君） このことはですね、最初に言わなきゃまずいんじゃないですか。だから、
私は、国の態度が変わってですね、普通に聞くとそういうふうに見えますよね。国が補助金を減
らした。

ところが、事務組合、私たちのこの組合のほうの予定が、実際のね、金額よりも少なくなった
からこうなった。そこをはっきり言わなければね、本当の報告ではないですよ。で、こうするの
は、その6年度のね、その繰越金があったから、今度こう、構成団体のほうの負担分を減らしま
したと。これはね、そのように正直にね、報告するべきものを、ただそれだけ言ってね、議会を
これで通そうなんてとんでもない話ですよ。そういうようなね、運営の仕方したらね、何でも隠
してできますよ。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（広野恭代君） 質問はよろしいですか。

（「ああいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

会議は途中ですが、ここで休憩いたします。

15時23分まで休憩をいたします。

午後3時14分 休 憩

午後3時23分 再 開

○議長（広野恭代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 討論、採決

○議長（広野恭代君） 日程第9、討論、採決を行います。

議案第1号から議案第3号までに対する討論の事前通告はありません。

これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 御異議なしと認めます。

よって、これより採決に入ります。

議案第1号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(広野恭代君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和8年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(広野恭代君) 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和7年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(広野恭代君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案審議(議案第4号の上程―採決)

○議長(広野恭代君) 日程第10、議案審議。

議案第4号を上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定により、平山政利議員の退席を求めます。

(平山政利君退席)

○議長(広野恭代君) 管理者から提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

○管理者(米本弥一郎君) 皆様、大変お疲れさまでございます。引き続き御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第4号は、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局に補足説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、ぜひ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(広野恭代君) 提案理由の説明が終わりました。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長(高橋和宏君) 議案第4号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について御説明いたします。

当組合の監査委員は、知識経験を有する者1名、組合議員から1名の計2名で構成されております。

そのうち、組合議員から選任されておりました委員が現在欠員となっておりますので、その後任者に平山政利議員を選任したいので、組合格約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は、組合議員の任期と同様でございます。

議案第4号の補足説明は、以上でございます。

○議長（広野恭代君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第4号は人事案件につき、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広野恭代君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号に対する討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第4号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（広野恭代君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

平山議員の入場を許します。

（平山政利君入場）

○議長（広野恭代君） ただいま平山政利議員が、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員に同意されたことをお伝えいたします。

日程第11 閉会

○議長（広野恭代君） 以上を持ちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて令和8年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

午後3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年2月13日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 広野 恭代

副議長 石神 嘉明

議員 宮内 保

議員 都祭 広一